詔書

日本国憲法第七条及び第四十六条並びに公職選挙法第三十二条によって、令和七年七月二十日に、参議院議員の通常選挙を施行することを公示する。

御名御璽

令和七年七月三日

内閣総理大臣　石破　茂

省令

○厚生労働省令第七十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～四十六　（略）	一～四十六　（略）
四十七　七―アリル―Ｎ・Ｎ―ジエチル―四―（チオフェン―二―カルボニル）―四・六・六ａ・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ［四・三―ｆｇ］キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類	（新設）
四十八～九十七　（略）	四十七～九十六　（略）
九十八　二―（四―エトキシベンジル）―一―（エチルアミノ）エチル―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類	（新設）
九十九～百三十五　（略）	九十七～百三十三　（略）
百三十六　二―シクロヘキシルアミノ―一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）プロパン―一―オン及びその塩類	（新設）
百三十七～三百五十二　（略）	百三十四～三百四十九　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

その他告示

○中央選挙管理会告示第十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定に基づき、令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月三日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

住所の市区町村名まで	氏名
千葉県浦安市	古屋　正隆
東京都中野区	笠置　隆範

選挙長

選挙長の職務代理者

○中央選挙管理会告示第十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十六条の規定に基づき、令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を次のとおり告示する。

令和七年七月三日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

候補者一人につき　五千二百万円

○中央選挙管理会告示第十四号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定に基づく各参議院名簿届出政党等の政見放送の日時を定めるくじを、次のとおり行う。

令和七年七月三日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

日時　令和七年七月三日　午後八時

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館地下二階　総務省講堂

○外務省告示第二百五十五号

令和七年二月十七日にラマッラで、感染性廃棄物管理改善計画のための贈与に関する取極の修正に関する次の書簡の交換がパレスチナ解放機構との間に行われた。

令和七年七月三日

外務大臣　岩屋　毅

（パレスチナ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、感染性廃棄物管理改善計画の実施に寄与することを目的として行われる日本国の経済協力に関する二千二十三年二月十九日付けの交換公文に関し、千九百九十五年九月二十八日にワシントンで署名された西岸及びガザ地域に関するイスラエルとパレスチナとの間の暫定合意（以下「暫定合意」という。）に言及するとともに、暫定合意に基づいて設立されたパレスチナ暫定自治政府（以下「パレスチナ自治政府」という。）のために暫定合意に従って行動するパレスチナ解放機構（以下「ＰＬＯ」という。）に代わってＰＬＯの代表者と日本国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

前記の交換公文の２⑴中「十億六百万円（一、〇〇六、〇〇〇、〇〇〇円）」を「十二億三千三百万円（一、二三三、〇〇〇、〇〇〇円）」に改める。